

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 柳村 一

1 日時

令和7年12月8日（月曜日）

午前10時1分開会、午後2時14分散会

（うち休憩 午前11時57分～午後1時0分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

柳村一委員長、村上秀紀副委員長、千葉伝委員、川村伸浩委員、軽石義則委員、千葉秀幸委員、ハクセル美穂子委員、田中辰也委員

4 欠席委員

木村幸弘委員

5 事務局職員

高橋担当書記、古澤担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、佐藤併任書記、金併任書記

6 説明のため出席した者

（1）労働委員会

四戸労働委員会事務局長、駒木審査調整課総括課長

（2）商工労働観光部

箱石商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、
下川定住推進・雇用労働室長、小野ものづくり自動車産業振興室長、
畠山観光・プロモーション室長、齋藤商工企画室企画課長、
菅原経営支援課総括課長、田澤産業経済交流課総括課長、
小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、菅原定住推進・雇用労働室労働課長、
熊谷ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
高橋ものづくり自動車産業振興室特命参事兼自動車産業振興課長、
菊地ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長、
加藤観光・プロモーション室プロモーション課長

（3）県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、
加藤副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路担当技監、
小野寺まちづくり担当技監、佐々木技術参事兼河川課総括課長、
石川県土整備企画室企画課長、阿部県土整備企画室用地課長、

久保田建設技術振興課総括課長、高瀬道路建設課総括課長、
澤田道路環境課総括課長、菊地河川課流域治水課長、
君成田砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
佐々木下水環境課総括課長、刈谷建築住宅課総括課長、
箱石建築住宅課建築指導課長、伊藤港湾空港課総括課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 労働委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(3) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第2項 商工労働観光施設災害復旧費

第2条第2表中

第5款 労働費

イ 議案第4号 令和7年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

ウ 議案第39号 地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについて

(4) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

第8款 土木費

イ 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

ウ 議案第20号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

エ 議案第27号 一般国道282号（仮称）佐比内トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

オ 議案第28号 綱取ダム堰堤改良（水車発電機ほか更新）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

（5） その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

木村幸弘委員は療養のため欠席とのことですので、御了承願います。

この際、11月27日の本会議において、当委員会の委員に所属変更されました田中辰也委員を御紹介申し上げます。

田中辰也委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○田中辰也委員 田中でございます。また皆さんと一緒に商工建設委員会で勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。今回、当委員会の委員になられました田中辰也委員の委員席は4番とし、委員席はただいま御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費第3項労働委員会費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○駒木審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書40ページをごらんください。

5款労働費、3項労働委員会費が当委員会関係の予算について、267万1,000円の増額を

しようとするものであります。

補正の理由でございますが、初めに1目委員会費の46万2,000円は、特別職の職員の報酬改定に伴いまして、労働委員会委員の報酬を増額しようとするものであります。

次に、2目事務局費の220万9,000円は、人事委員会勧告による給与改定に伴いまして、事務局職員の給料等を増額しようとするものであります。

以上で労働委員会関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 日頃から県民の労使関係安定のため御努力をいただいておりますことに、まずは感謝を申し上げます。

ただ、社会情勢がかなり厳しい中、労使の関係もいろいろな面で難しい点が出てきているのではないかと思いますけれども、現状と課題をどのように捉えているか、まずお聞きします。

○駒木審査調整課総括課長 まず、現状についてでございます。近年の本県労働委員会における取り扱い事件の件数は、不当労働行為事件がゼロ件、労働争議調整事件も年間1件程度という状況です。また、個別労働関係紛争あっせん事件も年間1桁台にとどまっているという状況です。

一方、労働相談は、令和4年度に前年度比1.5倍に急増し、その後も年間600件台で高止まりしている状況で、労働委員会が労働相談に対応している31府県中、宮城県に次ぐ2番目となっております。

次に、課題についてですが、人口減少が進む中、人材の確保、定着のためには働きやすい職場環境づくりが重要であり、労働委員会は労使紛争の早期解決及び未然防止のため、より広く活用される必要があると認識しているところです。

○軽石義則委員 争議そのものはほぼない状況ということですが、しかしこれは、労働組合の活動そのものもありますが、やはり組織率の低下がそういうところに出ているので

はないかと私は考えています。相談は労働組合から来るものもあれば、個人や経営者側から来るものもあると思いますが、比率はどのような状況でしょうか。

○**駒木審査調整課総括課長** 相談比率についての御質問でございます。昨年度の状況で申し上げますと、使用者側からの相談件数が、令和6年度全体の615件に対し25件となっており、比率は全体の4%程度にとどまっているところです。

○**軽石義則委員** そういう意味では、個人からの相談もかなりあるのではないかと推察されますが、労働委員会で相談することは、労使関係の安定はもとより、継続した雇用につながっていく大事な制度という思いがあります。相談内容の具体的な内容は、プライバシーに触れるところもあると思いますが、主にどのような相談があるのでしょうか。

○**駒木審査調整課総括課長** こちらにつきましても令和6年度の例で申し上げますと、相談内容別の件数は、パワハラ、嫌がらせが全体の17.5%、続いて賃金・手当が13.2%、次いで退職が11.5%などとなっております。やはり人手不足により職場環境がぎすぎすしているといえますか、そういったところでパワハラ・嫌がらせといった相談もふえておりますし、法律——労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律によりパワハラが禁止になったこともあって、労働者側からの相談がふえているという状況です。

○**軽石義則委員** 広い岩手県内ですので、労働委員会に来るものもなかなか大変だと思います。いろいろな広報活動にも取り組んでいただいていることは承知しているのですが、労働委員会として、活動の成果はどのように把握されていますか。

○**駒木審査調整課総括課長** 先ほど申し上げました課題を踏まえ、労働委員会では四つの重点項目として、個別あっせん制度の活用促進、ワークルールなどの周知、専門機関との連携体制の構築、D Xの推進に取り組んでおります。今年度は労働委員会会長が岩手弁護士会や社会保険労務士会などを訪問し、労働委員会のあっせんについて周知いただくよう協力をお願いしており、弁護士から労働委員会を紹介された方からの相談が早速ふえております。

それから、全県に対してということでは、ワークルールやハラスメントなどをテーマとする出前講座を実施しており、今年度は特にカスタマーハラスメントを含むハラスメント防止対策に関する講座の希望が急増しております。県内各地で、昨年度の2倍となる過去最高の16回開催する予定としております。

○**軽石義則委員** そういう活動を継続していただくことが大事だと思いますし、まだまだ労働委員会の制度そのものが認知されていないところもあると思います。使用者団体や労働組合を組織しているところに対しては周知されていると思いますが、やはり組織がない、いわゆる労働組合のない職場が多くあるわけですので、弁護士会とも連携されているということですから、取り組みを広げていただければと思います。

労働委員会は設置80周年と認識しており、先ほど労働委員会の現状や活動はお聞きしましたが、役割そのものは変わらないとしても、社会情勢の変化などもあり、取り組み方

は大きく変化してきたのではないかと思います。今後、さらに労働委員会の必要性が高まってくると思うのですが、この 80 周年のときを迎えた歴史を、労働委員会事務局としてどのように捉えているのでしょうか。

○四戸労働委員会事務局長 労働委員会設置 80 周年についての歴史認識ということでございますけれども、委員会制度は、戦後の労働関係の安定を図り、労使紛争を公正かつ中立に解決する仕組みとして創設され、80 周年を迎えることになっております。本制度は、労使関係の公正な調整と不当労働行為の救済を通じ、労働者の基本的権利を保障することを目的としており、労働者、使用者、そして公益を代表する委員がそれぞれの経験や知見を持ち寄り、理解を深めながら解決するという独自の仕組みを有しております。この誠実な議論の積み重ねが制度の信頼性をこれまで支えてきたと思っております。

また、本県労働委員会は、戦後の社会的混乱期に多発した労働争議や高度成長期の賃上げ闘争など、時代に即応して、歴代の委員が公正、中立の立場で救済を行い、地域の労働関係の安定に寄与してまいりました。

先ほどお話がありましたとおり、労働関係を取り巻く環境は大きく変わっており、労使の関係も変わっております。労働組合との紛争は減少していますが、個人との紛争は大きくなっておりますし、働き方の世代間ギャップもふえています。こうした状況を踏まえ、労働委員会といたしましては、紛争の未然防止に注力しておりますが、この制度創設以来の理念を堅持しつつ、時代の要請に的確に対応し、引き続き県民が安心して働ける環境というところを担ってまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 そういう歴史認識を持ってこれまで取り組んできていただいていると思いますし、今後もさらに取り組んでいただきたいと思います。

本来であれば労働委員会を活用するような労使関係にならないことが大事ですが、そうはいっても、お互いの気持ちのずれが職場において課題となることもあると思います。この 80 周年という節目を活用した周年行事などを含めて、労働委員会の存在を広く県民の皆さんに認識していただくような取り組みも大事だと思うのですが、周年事業などはしていらっしゃるのでしょうか。

○駒木審査調整課総括課長 具体的な事業の内容についてでございます。全国レベルでいきますと、全国労働委員会連絡協議会が毎年開催している総会につきましては、今年度は労働委員会制度創設 80 周年記念総会として 11 月に開催したところでありまして、元中央労働委員会会長による記念講演や、労働委員会のあり方に関するパネルディスカッションなどを実施したところです。

本県におきましては、9 月に労働委員会会長による記者レクを実施し、労働委員会制度の概要や制度の沿革、無料労働相談会、街頭広報の実施などについて説明を行いました。

また、10 月には盛岡駅前で労働相談などの支援制度を周知する労働委員会委員による街頭広報を実施しておりますし、県の広報番組いわて！わんこ広報室においても、働きやすい職場づくりに向けてと題し、労働委員会会長のインタビューのほか、労働相談や出前

講座の取り組みが10月に2週にわたって報道されたところです。

これらのニュース報道もあわせまして、テレビを見たという方からの相談がふえており、10月の労働相談は9月に比べて26件、昨年同月に比べても18件増加するなど効果が見られたところです。

○軽石義則委員 やはりそういう意味では、県民の皆さんにも周知がされているということだと思います。過去に私が経験したときから、岩手県の労働委員会は、公労使三者の関係が非常に緊密かつ有効的に取られ、しっかりと連携しているがゆえに、価値がかなり高いという評価を全国の労働委員会からいただいています。

80年の間には公労使の委員から多くの御協力をいただき、岩手県の労使関係の安定化に御尽力いただいてきたわけですが、そういうOB、OGの皆さんにも、この80周年を記念して、広報のみならずいろいろな場面で労働委員会の価値を県民に広く伝える一人になっていただくことも私は大事ではないかと思います。先ほど現状の中で、使用者側からの相談が4%程度との報告もありましたが、やはり使用者の中にも、どこに相談したらいいのかという方がいらっしゃると思うのです。商工会議所等の商工団体に相談してはいると思うのですが、実際、労働基準に関する法制度は複雑なところもあって、専門とはいっても労働局にはなかなか足が向きにくい方もいるのではないかと思います。労働委員会の価値を、使用者側サイドで見ても非常に有効に活用できる制度だということを改めて周知する意味も込めて、歴代のOB、OGの皆さんにも引き続きの御協力、御支援をいただいたほうがいいのではないかという思いをお伝えした上で、今後どのような取り組みを考えているかお聞きして終わりたいと思います。

○駒木審査調整課総括課長 ただいまありがたい御助言いただいたところです。軽石義則委員の御助言も踏まえ、今後の取り組みを検討させていただきたいと思っております。

働き方の多様化に伴う40年ぶりの労働基準法の大改革も予定されていると聞いておりますので、労働環境の変化に対応しながら、労働委員会委員の皆様、OB、OGも含め、労使紛争の未然防止、早期解決支援に取り組んでいきたいと思っております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。

労働委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

この際、商工労働観光部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○箱石商工労働観光部長 県が事業者へ委託して実施しております物価高騰対策賃上げ支援事業におきまして、事務局を受託した事業体が事務局内の情報共有のために作成したポータルサイトが外部から閲覧可能な状態となっており、個人情報漏えい事案が発生しましたので、御報告いたします。

この事業は県の委託事業であり、物価高騰対策賃上げ支援金の申請を行った事業者や関係者、県民の皆様にご心からおわびするとともに、個人情報の管理の徹底及び再発防止につ

いて一層努めてまいります。このたびは大変申し訳ありませんでした。

それでは、事案の概要について御説明させていただきます。1の(1)、事案の概要でございますが、物価高騰対策賃上げ支援金の事務局を受託した事業体——米印記載の4社ですけれども、事務局内の情報共有のために作成したポータルサイトが、事務局が設置された令和7年2月から11月末までの約9カ月間にわたって外部から閲覧可能な状態になっていたものであります。

(2)、経緯等ですが、本年11月28日に県内自治体職員から県担当者に対し、物価高騰対策賃上げ支援金に関する情報を検索したところ、当該ポータルサイトにつながり、事務局が保有する資料が閲覧できる状況にあるとの連絡があり、県の担当者も閲覧ができることを確認しました。

県の担当者が事務局に照会したところ、グーグルなどの検索エンジンでは検索結果に表示されないが、bingで検索を行うと検出、閲覧ができることを確認しました。当日のうちに事務局がポータルサイトを閉鎖し、資料を閲覧できない状況としました。

(3)、外部から閲覧可能であった資料、漏えいした個人情報、申請書送付依頼リストなどの16資料です。資料は3枚目をごらん願います。1から16までの資料が、外部から閲覧可能であったところです。このうち、真ん中の主な内容においてゴシックにしている部分が、担当者氏名あるいは電話番号等の個人情報に該当するものです。

1枚目にお戻り願います。(3)の2ポツ目ですが、ポータルサイト内に格納されていた事業者件数は5,707件です。現在、先ほどの資料以外の情報漏えい、閲覧可能な資料の有無について、追加で調査をしているところであります。

資料をめくっていただきまして、(4)、二次被害またはそのおそれの有無でございますが、現在のところ二次被害は確認されておりません。二次被害のおそれも含めて、今後も随時確認してまいります。

2、発生の原因でございます。受託者が構築したポータルサイトは、受託者4社のセキュリティーレベルの差により、当初、幹事社の担当者がアクセスできない状況であったと聞いております。これを解消する目的で、ポータルサイトへのアクセスにIDとパスワードを必要としない設定に変更したため、外部からの閲覧が可能となったものであります。

3、再発防止策でございます。県から受託事業者に対して、個人情報の厳格な管理を行うとともに、内部での情報共有体制の構築においてもセキュリティーレベルを高くするよう強く指導し、再発防止を図ってまいります。

なお、この件につきましては、本日16時から県政記者クラブで記者会見を行う予定としております。

報告は以上です。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し質疑、意見がある場合は、この後の質疑、討論の際に御発言をいただきますようお願いいたします。

以上をもって商工労働観光部長からの報告を終わります。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費のうち商工労働観光部関係、5款労働費1項労政費2項職業訓練費、第7款商工費、第11款災害復旧費第2項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費中、第5款労働費及び議案第4号令和7年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商工企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の7ページをごらん願います。当部関係の歳出予算補正は、2款総務費、4項地域振興費のうち109万6,000円の増額、8ページにまいりまして5款労働費のうち3項労働委員会費を除いた27億5,357万4,000円の増額、7款商工費の3,245万9,000円の増額、10ページにまいりまして11款災害復旧費、2項商工労働観光施設災害復旧費の36万8,000円の増額、合わせまして27億8,749万7,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、御了承願います。

初めに、予算に関する説明書の38ページをごらん願います。5款労働費、1項労政費の4目雇用促進費の説明欄一番下の岩手県物価高騰対策賃上げ支援費は、最低賃金の大幅な上昇が続く中、事業者が継続的に賃上げできる環境を整えるため、賃金を1時間当たり60円以上引き上げた中小企業者等に対して、従業員1人当たり6万円または8万円、1事業所当たり最大50人分、最大400万円の支援金を支給しようとするものであります。

19ページにお戻りいただきまして、2款総務費、4項地域振興費、1目地域振興総務費の右側説明欄の管理運営費は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定により年間の所要額の調整を行おうとするものであり、以下同様の事由による人件費の所要額について、38ページの5款労働費、1項労政費の1目労政総務費及び4目雇用促進費、39ページの2項職業訓練費の1目職業訓練総務費から2目職業訓練校費、52ページの7款商工費、1項商工業費の1目商工業総務費から3目企業立地対策費、53ページの2項観光費の1目観光総務費、71ページの11款災害復旧費、2項商工労働観光施設災害復旧費の1目商工労働観光施設災害復旧費に補正予算を計上しているものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その1）の11ページをごらん願います。当部関係の繰越明許費は5款労働費の27億1,400万円であり、年度内の事業完了が困難なため翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。議案（その1）の20ページをごらん願います。20ページから22ページにかけては、議案第4号令和7年度岩手県中小企

業振興資金特別会計補正予算（第2号）であります。人事院勧告に基づく職員給与改定により年間の所要額の調整を行おうとするものであり、歳入歳出それぞれ14万4,000円を増額し、補正後の予算の総額を11億7,740万5,000円とするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉秀幸委員 私からは物価高騰対策賃上げ支援金について伺いたいと思います。いわゆる第3弾ですが、その前に、先ほど御説明があった情報漏えいについては非常に残念であり、非常に遺憾と思っております。

まずは、令和7年2月から約9カ月間にわたって情報漏えいが行われていたということで、気づいたことは何よりであったのですが、9カ月間も個人情報が漏えいされていることに気づかなかったところはどのように分析されているのかが一つ。

あわせて、これから議決されれば第3弾も実施される中にあって、この個人情報漏えいの二次被害として、その業者や事務の方々に被害が及ぶことも懸念されます。二次被害に対する対策をどのように講じていく考えなのかについて伺いたいと思います。

○菅原労働課長 まず、なぜ9カ月間情報漏えいに気づかなかったのかというところでございます。県としましては、内部ポータルサイトが構築されたことを承知していなかったところですが、結果として令和7年2月から11月28日の間、当該ファイルが閲覧できる状態であったことを確認しており、委託業者の管理体制に不備があり、県の監督も不十分であった点を重く受けとめております。今後、管理監督体制の強化を進めていきたいと思っております。

また、本日時点では二次被害の報告は受けておりませんが、今後につきましては委託業者に対して対応を指示し、その調査を進める中で、必要な対応につきまして委託事業者と協議していきたいと思っております。

○千葉秀幸委員 二次被害は、現在ないからこれからは考えにくいわけで、どのタイミングでどういった影響が出てくるかは今後も心配されるところです。これだけの情報社会ですから、個人情報がどこで漏えいして、どう関連してくるかわかりませんから、今回個人情報が閲覧できる状態であった業者の方々の被害、あるいはそういった状況が発生したときに、こちらからの情報漏えいかをどうやって見分けるかは非常に難しいと思いますが、真摯に対応していただきたいと改めて思っているところですので、よろしくお願いしたいと思います。

この第3弾について伺います。1時間当たりの賃金が60円以上ふえた中小企業事業者等が対象ということで、これまで以上に幅広く対応していただけるものと思っておりますが、改めて今回の対象人数を教えてください。第1弾、第2弾との違い、第3弾はどういう枠組みなのか、大まかでいいので御説明いただきたいと思います。

○菅原労働課長 まず、対象人数につきましては、これまでの事業実績や支給要件の実

質的な緩和により、申請件数が増となることを想定し、約4万人としております。内訳としては、単価6万円を3万3,000人、単価8万円を7,000人と見込んでいるところです。

なお、物価高騰対策賃上げ支援金の支給上限は全体で25億4,000万円としており、支給上限に達した時点で受付は終了と考えております。

また、前回からの変更点でございます。主なものとしては、1人当たりの支給額を2区分設け、令和7年12月1日の最低賃金発行情の賃金が時給971円以上の場合は単価を6万円、時給971円未満の場合は単価を2万円増額して8万円に引き上げたところです。これに伴い、1事業所当たりの上限を最大400万円に拡充したところです。

○千葉秀幸委員 スキームを幅広くされて、前回の3万人から今回は4万人相当を見込んでいるということは、改めて高く評価させていただきたいと思っています。

この物価高騰対策賃上げ支援金を独自に実施している自治体は、全国的には非常にまれで、例えば奈良県や徳島県等々でも実施されております。東北地方でもこれから実施するところがあると同っておりますが、他県の実施状況についても教えてください。

○菅原労働課長 東北地方の実施状況ですが、当室で把握していますのは秋田県です。このほか、最近、福島県が予算化して、議会で審議されているところと同っております。

○千葉秀幸委員 今の説明を聞いても、本県がいかにそういったところに寄り添って、これまで対応してきたかというのが非常に理解しやすいと思います。

今後のスケジュールとすれば、今回議決されれば、これまでどおり2月頃に受付が開始されていくのだらうと思いますが、中小企業を含め、現場は非常に苦労している実態にありますので、少しでも早く、スピード感を持って対応していただきたいと思います。

ここで答弁いただけるかは非常に難しいのですが、今回、財政調整基金を切り崩して県独自に実施すると理解しておりますが、今後国から重点支援地方交付金——物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が来たときに、しっかりと県がこのスキームに組み入れられるか、財源振り替えできるかというのも非常に気になるところで、総務部財政課が主に所管しているとは思いますが、この辺の見込みというのか、スムーズに振り替えできるのかは把握されているでしょうか。答えられる範囲で構いません。

○菅原労働課長 財源につきましては、御案内のとおり今は県単独予算で措置されているところです。重点支援地方交付金の状況や私たちの支援金の活用状況もありますので、関係部局において多角的に検討されるものと認識しております。

○千葉秀幸委員 今回の重点支援地方交付金もどのぐらいの規模で来るかまだわからない中で、何とも言い難いところだとは思いますが、物価高騰対策賃上げ支援金が、単発的に行われて解決する問題ではありませんし、国の賃上げ支援も引き続き継続される見込みであることを考えると、やはり中小企業や小規模事業者が非常に苦しい実態にあるということだと思います。後ほど改めて触れさせていただきますが、いずれにしても引き続き県としても対応いただくことはさることながら、必要があれば国にもしっかりと要望していただき、引き続き支援をしていただきたいということを申し上げまして、質問を終

わります。

○田中辰也委員 私は、今報告があった情報漏えいに関して確認させていただきたいと思います。千葉秀幸委員も質疑されましたが、第3回目を実施するに当たり、また同じようなスキームで実施するということもありますので確認します。

今回、事務局は4社ということですが、これは前回も同じところが受託しているのかをまずお聞かせください。

○菅原労働課長 先ほど御説明いたしました東武トップツアーズ株式会社をはじめ、前回と同じ4社です。

○田中辰也委員 前回もそういうポータルサイトを業者間で構築していたのですか。そうすると、前回も同じようなことが起きていた可能性もあるのではないかと思います、そこはどうなのでしょう。

○菅原労働課長 委託業者からは、第1回目では、今回情報漏えいが起きた状況よりもセキュリティが上の設定、要はパスワードとかをきちんと設定した状況だったため、同じことは起きていないと報告を受けております。

○田中辰也委員 そうすると、同じ4社が事務局をやっていて、なぜ今回だけパスワード等を外さなければならなかったのか、そこが少し解せないのですが。

○菅原労働課長 先ほども御説明したのですけれども、資料の原因のところでございます。第2回目に受託業者が構築したポータルサイトを開設したのですが、その受託業者4社のセキュリティレベルに差があり、当初、幹事社の担当者がポータルサイトにアクセスできなかったということで、これを解消するために、アクセスにIDとパスワードを要しない設定にしたと、あと検索にかからない設定をしていたと報告を受けております。

○田中辰也委員 前回も同じ4社で実施しているのですよね。そして、前はIDやパスワードをしっかりと設定していた。なぜ今回だけパスワード等を外さなければならなかったのかがまだわからないのです。

○菅原労働課長 そこはまだ調査中ですが、ポータルサイトを使う場所の仕様とも変わったのかかもしれませんが、第1回目は幹事社がIDとパスワードで入れたが、第2回目に同じようにIDとパスワードで入ろうとしたら、そこに入れなかったのだそうです。だから、そのポータルサイトのセキュリティレベルが変わったのか、それとも自分たちの会社のセキュリティレベルが変わったのか、いずれなぜかアクセスできなくなったと。ただ、特に幹事社なので、やはり情報共有が必要ということで、入れるようにセキュリティレベルを下げたということです。

○田中辰也委員 わかるのです。ただ、この4社それぞれが個人情報を取り扱っている会社だと思うのです。4社ともそれなりのセキュリティというか、個人情報について社内でもかなり厳格な取り扱いをしている企業だと思うのですが、その中でなぜそういう判断に至ったのか。要は、そこでシステムに不具合があるのだったら、そちらを直していかなければならないのに、そうではない方向に行ってしまったのはなぜなのか。そこを解消

しないと同じようなことが起きるのです。そこについてはどのように判断したと聞いているのか、お伺いします。

○菅原労働課長 経緯につきましては、先ほど御説明したところまでの説明を聞いておりますので、今後、しっかりと業者に聞いていきたいと思っております。

○田中辰也委員 業者のほうでやっていることなので、県としてはなかなか立ち入ることができなかったということはあると思いますが、取り扱っている情報を県が把握する必要はなかったのですか。まるっきり委託しているので、4社の中だけの話なので、どういうふうに情報をやり取りしているかは県として把握する必要がないから、このポータルサイトに県がアクセスする必要はなかったということによろしいですか。

○菅原労働課長 県としては、このポータルサイトにアクセスする必要はありませんでした。

○田中辰也委員 再発防止のために、何が原因かをしっかりと追求していかないと同じことがまた起きるので、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

再発防止策の最後に、セキュリティーレベルを高くするように指導とありますが、どのように指導するかが明確でないのです。しっかりとこういう場合にはこうすると、IDとパスワードをしっかりと設定して、そのIDとパスワードをどう管理するか、今回のようにアクセスできなかった場合にはどうしていくということをしっかりと系統立ててやっていかなければいけないですし、この4社に対しても、個人情報の取り扱いについて社員にしっかりと教育がなされているか、どういうレベルで取り扱わなければならない個人情報かを共有していかないと、これでいいのではないかという話になりかねないわけです。そういうことについて、県としても最低限、ある程度の確認はしておかないと、安心して委託できないということになると思います。やはり再発防止策には、そういうところもしっかり含めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○菅原労働課長 田中辰也委員御指摘のとおり、県の対応には反省しなければいけないところがありますので、改めて業者と個人情報の管理についてきちんと協議し、対応を進めていきたいと思えます。

○田中辰也委員 今回はたまたまこうなったのだと思うのですが、前はしっかりとセキュリティーが守られていたのに今回はだめだったというのが少しよくわかりません。やはりそこで判断ミスが起きているので、しっかりと業者と共有していかないとだめだと思います。そこについてしっかりとまた対策を打っていただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 私もこの情報漏えいの関係を追加で質問します。そもそもこの4社が、内部ポータルサイトを構築して情報共有し、委託事業を進めるということを、県は把握されていたのでしょうか。そこを確認です。

○菅原労働課長 把握しておりませんでした。

○ハクセル美穂子委員 情報社会になってきて、JVとか、土木工事でもいろいろな企業が一緒に仕事をする時代になってきた中、今回こういう形で、業者が内部で構築してい

たものから情報が漏えいしたということです。私もそんなに情報系に詳しいわけではないのでわからなかったところですが、これからこういった委託事業をするときは、きちんとどういった形で会社同士が情報を共有するのかという、情報共有のあり方を県もしっかりと把握しておく必要があると思うのですが、今後、どのような反省点というか、改善点を考えていらっしゃるのか、確認したいと思います。

○下川定住推進・雇用労働室長 今ハクセル美穂子委員からお話のありましたとおり、委託事業において、しかも事業実施のためにあくまで内部での情報共有目的で構築したポータルサイトということで、外部に対する事業のポータルサイトであれば県でも気がついたところもあったかと思うのですが、そういったところで気づかなかったのではないかと考えております。

こういった委託事業者を決める上で、例えば今回の物価高騰対策賃上げ支援金につきましてもプロポーザル方式で決めており、審査の段階で、個人情報の取り扱いといったところについても審査する部分があります。そういったところで、特に協議体のようなところからの提案の場合には、どういった連携を取ることとしているのか、内部でどのように情報共有を図ろうとしているのか、あとは個人情報の取り扱いなどは協議体全てで同じレベルかを確認しているのかというところを審査した上で、委託先を決定することを考えていかなければいけないと考えております。

○ハクセル美穂子委員 もう一つ追加で質問したいのですけれども、これは商工労働観光部の所管ではありませんが、こういった事業をするときに、県民の皆さんの情報資産を守るための法的な、ガイドラインではないのですけれども、専門の方からここまできちんとしている企業でないとだめですという基準を学ぶ機会はあるのだろうか。事業担当の方々がそういう分野にたけていなければ、私も含め、どうなると情報が漏えいしてしまうのかを知らないままにお願いしてしまうのではないかと思います。全責任を負ってもらう形にはなっていますが、やはりある一定程度の知識が必要ですし、公的組織ですので、専門の方に事前に中身を見ていただくとか、そういったところを確認していただくことがあっていいのではないかと思います。実際に、県ではDXもすごく推進して、いろいろな専門家の方もいらっしゃるの、そういった知識も皆さんで共有しておくべきだと思うのですが、今までは特にそういったことはなかったのでしょうか。

○下川定住推進・雇用労働室長 個人情報の取り扱いに関してでございますが、委託事業の実施に当たっては、契約書にも個人情報取扱特記事項ということで、基本的にこういうことを守っていただきたいと委託先にお示ししており、県も委託先も理解した上で契約を締結していると理解しております。

また、職員への情報セキュリティに関する教育の場というか、そういったことを知る機会については、岩手県情報セキュリティポリシーやガイドラインがありますし、ふるさと振興部で職員向けの研修も実施しておりますので、学ぶ機会はあると思います。

ただ、今回のような委託先内部の取り扱いまでは、なかなか考えが至らなかったという

ことは反省点と理解をしております。

○**ハクセル美穂子委員** 今回は本当に特殊というか、外部向けのポータルサイトではないところが一番ポイントで、なかなかわかりづらかったのだと思いますが、今後はこういうこともさらにふえてくるので、ぜひ仕様書の段階から、各社間の情報共有のやり方もきちんとしてもらおう形で事業をお願いするということを、全庁でしっかり取り組んでいただき、専門的な知識や所見も使いながら、今後は間違いがないように努めていただきたいと思います。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 39 号地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長** 議案第 39 号地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 158 ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元にお配りしております資料に基づき御説明させていただきます。

まず、1、提案の趣旨であります。県工業技術センターが達成すべき業務運営に関する中期目標の策定に当たり、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、第 5 期中期目標の概要について御説明させていただきます。（1）、中期目標の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

（2）、基本的考え方につきましては、人口減少社会や技術革新の進展に対応した本県企業等の確実な成長、新たな成長ステージにある本県製造業のさらなる成長と持続的、継続的な発展に向けまして、三つの考え方に基づき作成しております。

（3）、主な内容につきましては、ア、県民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項としまして、ものづくり産業及び地場産業の高度化、高付加価値化

に向けた支援や、企業の成長に向けた総合的な支援、新たな価値の創出に向けた研究開発などについて定めております。

資料をおめくり願います。また、イ、業務運営の改善及び効率化に関する事項では組織運営の改善など、ウ、財務内容の改善に関する事項として支援体制の強化や安定的な運営に向けた自己収入の確保や外部資金の活用など、エ、その他業務運営に関する重要事項では施設及び設備の計画的な整備などを定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可決することに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審議を終わります。

この際、何かございませんか。

○軽石義則委員 それでは、県が締結する契約に関する条例について伺います。

この条例は、広く岩手県が締結する契約において、県民が安心して暮らせる、また働ける環境をつくろうということで制定されたものと認識しておりますが、見直しもしているようでありますけれども、今どのような状況で、また、何か課題として抱えているものがあればお示し願います。

○菅原労働課長 県が締結する契約に関する条例は、県契約に関し基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者の持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取り組みの促進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的に制定されたものです。

毎年、県と特定の契約を締結した者に対しまして、最低賃金及び社会保険加入に係る法令の遵守状況について報告を求めておりますが、これまで違反の報告はありません。

条例に基づき毎年取り組みをまとめおり、岩手県契約審議会委員からは、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取り組みにおいて、現在の社会情勢を鑑み、社会的価値を向上する取り組みにダイバーシティ経営なども入れ込むべきではないかというような御意見をいただき、それを追加するなどしたところです。

このような取り組みを続けながら、条例の理念の実現に向け、努めてまいりたいと思っ

ております。

○軽石義則委員 まさにその基本的なところをしっかりと管理するということで、事務局である商工労働観光部が関わる部分が主になっていると思いますが、確かにそういう意味では労働基準法をはじめ、それに関連する法令遵守は当然のことですが、今のこの経済状況、社会情勢から、企業存続そのものが非常に厳しいという各業界団体からの要望、生の声が我々にも伝わってきています。契約審議会においても、契約金額などを含めて本当に適正なのか、今の契約方法で本当に県民の利益、福祉に資するものになっているのかというところについて、具体的に議論されているのでしょうか。

○菅原労働課長 契約審議会は、年に1回程度開催し、さまざまな審議をしているところでございますが、1個1個の契約についての議論は行われておりません。先ほど申し上げました条例の基本理念の実現を図るための取り組みについてお示しし、県契約において確保されるべき事項、県契約において配慮される事業者の取り組み、そういった県の取り組みをまとめたものをお出しして、議論いただいているところです。

○軽石義則委員 先ほどもありましたとおり、条例には、事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取り組みの促進という目的がしっかりとうたわれております。前段の労働条件の確保については、まさに商工労働観光部が担当するところですが、まず事業を継続する、地域経済の振興という部分について、今は倒産件数の話も本当によく聞こえてきており、事業継続がかなり難しいという状況の中で、岩手県の契約の仕方も含めて正しいかどうかということ、——入札制度の話をするとな納局の所管になってしまうのですが、——契約審議会という場においてはそのことも審議するとうたわれているのです。それが審議されていないとすれば、今の岩手県の契約の正当性、県民にとって利益がしっかりと還元されているのかを確認する場所が、私はないような気がするのですが、そこについてはどうお考えでしょうか。

○菅原労働課長 ただいまの軽石義則委員からの御指摘につきましては、今後どのような形で、条例に基づく審議事項として商工労働観光部が取り組むべきなのか、検討させていただければと思います。

○軽石義則委員 契約審議会のあり方そのものについてですが、私は商工労働観光部だけでは少し難しいのではないかと思います。契約審議会の場において、発注担当部局や、もっと言えば入札担当部局も一緒に、今の岩手県の契約を締結する方法、入札の内容もしっかり審議していただかなければ、各業界団体から指摘される今の入札制度の不備の是正といいますか、各業界団体が求めるものにはなかなか近づいていかないと思います。ではどこの場でそれらを議論するのとなれば、議会の場で議論しようとしても、発注担当部局の県土整備部へは商工建設委員会で話ができますが、入札担当部局は出納局で、最終的には入札担当部局に責任があるのが実際です。しかし、その課題を解決しなければ、県内の業者がまさに持続可能な企業経営をできなくなるのではないかと。商工労働観光部関係の経済支援はこの商工建設委員会でも議論できます。でも、入札制度のあり方については、

これまでもいろいろと、商工建設委員会でも、本会議でも議論されてきましたが、一向に変わってきていない。でも、社会は大きく変化してきている。非常に厳しい環境だと言われている。でも、契約審議会の議事録を見てもその議論は一切出てこない。契約の内容をしっかりと精査していかないと、労働条件そのものを守っていくことも難しいと私は考えているのです。今後検討したいというお話ですけれども、商工労働観光部長、どうですか。やはり各部局と連携したほうがいいのではないのでしょうか。

○箱石商工労働観光部長 この条例の理念に、透明性、競争性の確保とあわせて経済性への配慮、あるいは価格以外の多様な要素の考慮、総合的に優れた契約内容となっていること、このような内容もあります。入札する側と発注する側、いろいろな考えはあると思いますので、軽石義則委員御指摘のとおり、全庁的な議論が必要かと思います。いま一度この条例の趣旨や方法を共有しながら、どのような形で議論するか、庁内でどう取り組んでいくかということに関係部局と相談して、検討してまいりたいと思います。

○軽石義則委員 ぜひ早急に共有していただきたいと思います。実際、もう各業界団体は事業継続すら厳しい状況です。この間、建設業団体と懇談しましたが、東北地方6県で宮城県と岩手県の利益率がマイナスとなっていること、これは県契約の仕事だけではなく総合的なものだと思いますが、ただ、他県では利益率がきちんと確保されているということは、やはり県の仕事で一定の利益を確保できているのだと思います。数字にもあらわれており、そういう分析も私は契約審議会の一つの役割ではないかと考えておりますので、ぜひ時期を逸しないように、早急に、県民が安心して働ける、企業の皆さんも経営ができる体制を取っていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

2点目ですけれども、熊被害対策にいろいろと御苦労いただいているのは、まさにありがたいことだと思います。ただ、熊の出没情報により、飲食店を含めて非常に厳しい環境となっており、これからの忘年会シーズンに向けて、皆さんから非常に危機的な状況を訴えられております。熊の出没による被害もあり、そういうことのないよう対策はしているのですが、ただ経済に与える影響として、この年末をどう乗り切るかというのが非常に重要な時期だと思います。それらの現状をどのように把握されているのでしょうか。

○齋藤企画課長 熊の出没による地域経済への影響についてであります。主要な宿泊施設や市町村、観光協会等に対する聞き取り調査では、一部の地区や施設で予約の減少やキャンセルが確認されたものの、直近の調査では熊の出没に係る問い合わせ件数やキャンセル数は減少していると聞いております。

一方、商工指導団体からは、小売業において外出控えによる売り上げの伸び悩み、商店街において各種イベント来場者数の減少、飲食店において来客者数の減少などの影響が見られると伺っております。

このまま熊の出没が続きますと、外出自粛により消費活動は減退し、県内経済への影響が拡大する懸念があることから、今後動向を注視していく必要があると考えております。

県では、売上減少などにより影響を受けている事業者に対し、県制度融資などにより資

金調達を支援していくほか、観光客等に対して注意喚起等の情報発信を行い、関係機関と情報を共有しながら、連携して取り組んでいきたいと思っております。

○**軽石義則委員** かなり影響が出ているというのは数字的なものではなくて、体感的な把握が現状ではないかと思います。しっかりと現場の声を集約し、関係団体と連携して具体的な数字で把握することにより、支援策を具体的に示していただかないと。事業者の皆さんはこの年越しをどうするかという不安を抱えていますので、注視していただくのは大事ですが、見ているだけでは困っている皆さんを助けられませんので、これも期を逸せず、早急にしっかり対策を取っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**菅原経営支援課総括課長** 熊の出没による風評被害等への対策ということでございますが、県では11月から12月末まで年末商工金融110番を設けており、これは熊に限らずですが、経営あるいは資金繰りに不安がある方の相談を受け付けております。まずはこちらを使いながら、事業者の方へ広く相談体制を取っていききたいと思います。また、さまざまな支援策等がございまして、先ほど申し上げた県単独の融資制度の中でも、セーフティーネット保証5号認定の中で、例えば居酒屋などの業種に関して、現在も別枠で借り入れ可能な制度があります。こういったものも御案内しながら、事業者を支援していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** ぜひそういう制度が活用できることを知っていただける機会をふやしていただきたいですし、やはり生の声を聞いて、県もきっちり市町村と連携して対応しているという気持ちを伝えることも、私は安心感を与える一つの大事な取り組みだと思しますので、引き続きさらに進めていただくことをお願いして終わります。

○**ハクセル美穂子委員** 私からは、県内の倒産企業の状況とその分析について伺います。10月に入り倒産件数がふえてきていると感じておりますし、岩手日報の報道でも、高倒産リスクの会社の割合が1割で東北地方ワースト1位とか、ほかにも倒産発生率が全国ワースト1位という報道があり、県内企業は結構厳しい状況にあると感じております。

今年度でもいいのですが、これまでの倒産件数における要因分析や、今後どういう対策を取るのかについて、県ではどのように考えていらっしゃるか確認したいと思います。

○**菅原経営支援課総括課長** こちらは民間調査会社の調査でございますけれども、令和7年度の県内企業の倒産件数は11月末までで74件と、これは対前年の同月比、同月末の対比で4件の増となっております。

この調査におきまして主な原因を分類しており、業績不振が51件、既往債務のしわ寄せが14件などとなっておりますが、個別の事例を見ていきますと、ほとんどの場合が複数の要因により事業が継続できない事例と承知しているところです。

また、県が実施したことし8月末時点でのエネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査では、多くの事業者が原料や資材価格高騰への対応、人材確保、賃金の引き上げ、価格転嫁を主な経営課題として挙げており、中小企業者を取り巻く厳しい経営環境が影響していると考えております。

中小企業者がこれらの経営課題に対応するためには、持続的な賃上げに向けた生産性の向上や適切な価格転嫁を支援することが重要と考えており、これまでもさまざま支援策を講じてきておりますし、国でもさまざまメニューを出しているところです。

さきに閣議決定された国の総合経済対策においても、重点支援地方交付金の拡充や中小企業支援のメニューが盛り込まれておりますので、こういったものも含めながら中小企業に対するさらなる支援について検討を進めているところです。

○ハクセル美穂子委員 業績不振が 51 件ということで、物価高騰対策賃上げ支援金もすぐ注目され、これはこれでやるべきことだとは思っているのですが、支援金をいただいても、結局はそこで賃上げした分を次に自分達できちんと確保していかなければ、その分債務がどんどん重なっていくということなのだと思います。それが、最低賃金が上がり始め、物価や燃料費の高騰もどんどんプラスされているということ、それから新型コロナウイルス感染症の影響でゼロゼロ融資を借りたものの、今度は返済ということで、さまざまな要因が積み重なっているのですが、岩手県内では人口も減少し、売り上げがここから大きくならないという中で、例えば県外まで営業——事業を広げようという方々に対して支援策を拡充するとか、そういったことはあるのでしょうか。

○菅原経営支援課総括課長 私どもが行っております支援策につきましては、先ほどの生産性の向上と適切な価格転嫁ということで、これまでも答弁させていただきました。生産性の向上の中には、基本的にこれは分母が労働投入量、分子が付加価値額であり、売り上げ、設備投資の額や販路の拡大も含まれております。

これまでも本県では賃上げ環境整備補助金として、経営革新と価格転嫁のパートナーシップ構築宣言を実施したところに対する補助を行っておりますけれども、このほかにも国のものづくり補助金——ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金とか、中小企業成長加速化補助金とかさまざまなものがありますので、これらを組み合わせて支援することが重要と考えております。

これらに関しても、今般の国の経済対策でメニューが拡充されておりますので、どういうものを使うかは商工指導団体の皆様あるいは金融機関の皆様の伴走支援等も非常に重要になってくることから、連携しながら対応していきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 メニューがたくさんあるのは私も存じておりますけれども、やはり一番必要な方々までその支援が達していないことが多いというのを、私は地元でも感じます。規模感もありますが、零細企業の方とかだと、伴走支援とはいっても、そもそも、ものづくり補助金とかに至るまでに達しない、資金繰りでもういっぱいいっぱいの会社もたくさんあります。これまでの予算特別委員会などでも、伴走支援の成果については他の議員も質疑されてますが、本当に返済が苦しい方や、いいものを持っているのに販路拡大へつなげられないでいる方もたくさんいらっしゃるの、そういった方々に、例えば商工団体の方々のほうでよさを見つけていただいくとか、もう一つ工夫して支援策を考えていただければ本当にありがたいと思っております。その点をお願いして、それについ

でも聞いて、終わりたいと思います。

○菅原経営支援課総括課長 ハクセル美穂子委員からお話がありましたとおり、今般国が3月に策定した小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）におきまして、小規模事業者の強みは経営と所有の一体化、つまりオーナーがそのまま経営者になることで迅速な意思決定ができ、さまざまな環境変化に対して変化できることと国も見ているところです。

中小企業庁のホームページには、経営が苦しくなったところに対しての中小企業活性化協議会等における再生事例集というものがあり、やはり小規模事業者であるほど経営の方が孤独というか、相談先がなかなかないことから、国や商工団体、金融機関が使える専門家の派遣等、さまざまな窓口を設けているところです。

私どもも、商工団体や国、金融機関、岩手県中小企業活性化協議会も含め、センター会議という形で一堂に会する機会を年に複数回設けて情報共有を図っており、好事例の展開や紹介などもしながら、小規模事業者を応援してまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員 私からは、ことしから新たに始まった工業高校の文化祭における企業PR出展について伺いたいと思います。

この事業は、工業高校の文化祭を活用しながら、保護者や地域の方々に企業を知る機会を提供するものと伺っており、既に四つの高校で実施されたと承知しております。

今回実施された上で、既に現場も含めて課題も一定程度出てきたと思いますし、私も課題提起をいただいておりますので取り上げたいと思いますが、まずは今回の事業に至った経緯と目的について教えてください。

○菊地産業集積推進課長兼就業支援担当課長 新規事業に至った経緯と目的についてでございます。県南広域振興局が事務局を担っております北上川流域ものづくりネットワークにおきまして、学生はもとより、地域住民や保護者に対して地元企業を知ってもらう機会を設けてほしいというものづくり企業からのニーズを受け、高校の文化祭には地元の方や保護者も来場することからPRの場になると考え、工業高校の校長会などとも相談して実施したものです。

北上川流域ものづくりネットワークでは、企業出展を承諾いただける高校を確認し、出展企業を募集、取りまとめを行い、県立盛岡工業高等学校と県立黒沢尻工業高等学校、県立水沢工業高等学校、県立千厩高等学校の4校で、本年10月に実施したものです。

○千葉秀幸委員 県内に就職している方ももちろんいらっしゃるのですが、やはり県外に流出している実態もあるということで、保護者を含めて、岩手県の企業について理解していただく取り組みというのは、私も非常に重要と思っております。

その中で、今回の出展状況について伺いますが、何企業ほどに声をかけられて、実際のどの程度出展したのでしょうか。そして大切なこととしては、その中に地元企業、地場企業は何割ぐらいだったのか、そこもわかっている範囲で教えてください。

○菊地産業集積推進課長兼就業支援担当課長 出展企業への声かけについては、北上川流域ものづくりネットワークが取りまとめ事務局となって実施しており、会員企業の約

147社のほか、会員以外の企業も含めて声がけをしたと承知しております。

それから、地元中小企業の出展状況でございますけれども、4校合計で延べ33の企業や団体がブースを出展し、企業PRやものづくり体験を実施しており、そのうち4割弱が地元企業の出展でした。

○千葉秀幸委員 もちろん県内の大手企業、あるいは大手企業に近い企業もさることながら、私の課題意識としては、岩手県の中小企業、小規模事業者を知って、地元に着していただくところまでこぎ着ける事業としていただきたいと思っております。

大手企業と中小企業の差別化を図るという意味では当然ないのですが、やはり先ほど来も議論になっておりますが、大手と言われる企業に比べ、中小企業や小規模事業者は賃上げあるいは働き方改革が思うとおりに進んでいないのが実態であります。そういった企業が、大規模企業と同じ土俵に乗せられると、どうしても大規模企業のほうがよく映ってしまうのは当然だと思うのです。もっと中小企業にもスポットが当たるような、ほかにはないメリットや魅力があることも伝えながら、県としても、小規模事業者や中小企業に寄り添って、この出展を続けていくことも必要ではないかと考えますが、県の所見を伺います。

○菊地産業集積推進課長兼就業支援担当課長 中小企業への踏み込み、寄り添った支援ということでございます。出展企業の募集に当たりましては、ネットワーク会員をはじめ、大企業や中小企業の区別なく募集を行ったところであり、今回は希望のあった企業は全て出展できましたが、仮に出展希望企業数が募集数を超えた場合には、地元企業を優先する取り扱いとしていたところ です。

千葉秀幸委員御指摘のとおり、中小企業は賃上げへの対応などにより経営環境が厳しい中、大企業と比較して経営資源に限りがあり、人材確保にも苦慮していることから、県としましては、そうした実態やニーズを踏まえ事業を進めることが重要と考えております。

○千葉秀幸委員 課題については共通の認識と理解させていただきました。今回は募集範囲内で収まったということですが、募集数を超えた場合は地元企業を優先するということで、地元に対する思いのあらわれだと思っております。

繰り返しになりますが、人員確保にも苦慮している小規模事業者や中小企業といった本県の企業をしっかりと支える、寄り添う支援として、次年度も実施していただけるものと期待しておりますし、そういった課題に対して工夫していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、とうほく・北海道新パートナー／新事業創生展示会につきまして、こちらはパンフレットを頂いておりますが、県としても非常に注目している大きな事業なのだろうと思っております。私も2年前にお邪魔させていただいたのですが、これは、ことしから少しネーミングも変えられましたか、これは余談でありますけれども。

今年度も1月29、30日に行われ、知事が自ら参加されるということで、非常に注目されている事業と思っております。特にも岩手県の企業を全国に周知できる、あるいは取引

の拡大につながる可能性を秘めている事業ということで、私も注目させていただいておりますが、ことしの本県の出展数について伺います。ことしはどの程度の申し込みがあって、何社の出展に至ったのか、選定基準もあればあわせてお示してください。

○高橋特命参事兼自動車産業振興課長 今年度の商談会の出展者数でございます。本県からは 17 社が出展しており、御参考までに申し上げますと、8 道県の合計は 102 社であり、本県からの出展者数が最多タイとなっております。

また、募集に関しましては、基本的には県内事業者に対し公募しております。来年 1 月開催の展示会では、実際に応募いただいた 17 社が全て出展することで決定させていただいております。

○千葉秀幸委員 全て出展に至ったということで、まずはよかったと思っております。

20 年の歴史を数える中で、時代や技術は物すごく変わってきています。自動車関連だけではなく、例えばエネルギーや環境保全を踏まえた関連技術等々もあるわけですから、今後、出展枠を超える可能性があるときには、そういった新しい技術や新しい時代も加味していただいて、幅広く出展いただけるようお願いしたいと思っています。

その上で、これまで 20 年の歴史における出展企業の主な成果について伺います。

○高橋特命参事兼自動車産業振興課長 出展企業の成果についてでございます。まず、商談会の開催目的は、8 道県の企業の優れた技術や工法を提案することで、トヨタグループなどとの取引関係の構築や拡大を目指すものです。

商談会の成果につきましては、商談会終了後、定期的に調査しておりますが、ことし 2 月開催の商談会に関して申し上げますと、県内出展者は 14 社でした。その後の商談状況を 7 月時点で見ますと、展示品の受注など、実際に商談成立に至ったものが 1 件、試作品を受注したものが 6 件、その他、見積書の提出など、商談に向けたやり取りを進めているものが 2 件となっております。

また、商談成立に至らない場合でも、出展することにより自らの企業を PR できる、またはトヨタグループから直接技術的な助言を得ることができるなど、出展企業が展示会を通じて成長する貴重な機会となっております。

あわせまして、20 年というお話を頂戴いたしましたが、当初は設備関係の商談成立件数が多かったと承知しております。最近の具体的な商談状況までは申し上げにくいのですが、先ほど千葉秀幸委員のお話にありましたように、例えばバイオマス利用ですとか、そういった幅広い技術で商談が成立している、もしくはそれに向かって協議が続いているというものもふえております。

○千葉秀幸委員 なかなか取引にたどり着くまでは険しいというか、限られているということで、この技術の難しさも改めて感じる場所ですけれども、商談に至らなくてもそこで終わりではなく、県や専門家と、次に向けてどういった点が具体的に至らなかったのか、どういう方向性で取り組むことがこれから必要になるのかをしっかりと研究していただき、成果にたどり着いていただきたいと思います。

最後に、今回知事が参加されるぐらいの事業でございますし、ことし 20 周年を迎えるということで、改めてこの出展会にかける意気込みを伺って、終わりたいと思います。

○高橋特命参事兼自動車産業振興課長 20 周年を迎えるに当たっての意気込みについてでございます。トヨタグループ向けの商談会は、先ほど来お話しをいただいておりますが、平成 18 年度に岩手県、宮城県、山形県の 3 県合同で開催して以来、現在では東北 6 県に北海道と新潟県を加え、開催してまいりました。来年 1 月開催で 20 回目を迎えますが、開催当初から岩手県知事が代表幹事を務め、トヨタ自動車株式会社との調整、展示方針の検討などについて、中心となり取り組んでまいりました。

この間、8 道県では、自動車関連企業の進出、増設等が続き、輸送用機械器具製造業の出荷額が順調に増加しておりますが、その中でも本県はトヨタ自動車株式会社東日本岩手工場をはじめ、株式会社デンソーや株式会社アイシンなど、高度な技術力と実績を有する企業が多数集積し、地場企業との取引も拡大してきたところです。

今後、自動車関連産業では、カーボンニュートラル、あるいは C A S E と呼ばれる自動化や電動化への対応なども求められる中、8 道県として豊富な再生可能エネルギーなどの地域の強みを最大限に生かしながら、域内企業のさらなる成長に向けて取り組んでいく必要がありますので、引き続き本県が強いリーダーシップを発揮して、8 道県の中心になって自動車関連産業の成長を力強く牽引してまいります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 1 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 3 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 8 款土木費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 議案第 1 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）中、県土整備部関係の予算について説明いたします。

当部関係の補正予算は、給与費の補正と繰越明許費の 2 件になります。まず、給与費の補正についてであります。議案（その 1）の 9 ページをごらんください。表中の 8 款土木費は 1 億 7,514 万 6,000 円の増、10 ページにまいりまして 11 款災害復旧費、3 項土木施設災害復旧費は 703 万円の増、これらを合わせて 1 億 8,217 万 6,000 円の増であります。これは、県人事委員会勧告を踏まえた給料月額改定等に伴い、所要額を増額しようとするものであります。

次に、繰越明許費についてであります。11 ページをごらんください。第 2 表繰越明許費中、8 款土木費、3 項河川海岸費の災害関連緊急砂防事業の 1 事業 16 億 2,885 万円

について、翌年度に繰り越して使用しようとするものであります。本事業は、令和7年2月の大船渡市林野火災に伴い、森林が焼損し土石流のおそれがある土砂災害警戒区域における砂防堰堤について、国費を導入し設置工事を進めるものでありますが、計画の策定及び測量調査が完了し、今後入札発注において適正な日数を確保する必要があることから、繰越明許費として予算を定めようとするものであります。

説明は以上であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○澤田道路環境課総括課長 議案（その2）の99ページをごらん願います。議案第19号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、資料、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

初めに、条例改正の概要について御説明いたしますので、資料の2ページをごらん願います。1、改正の趣旨ですが、この条例は、道路法第39条の規定に基づき、県が管理する道路占用料の額や徴収方法について規定しているものであります。このたびの改正は、令和7年10月1日施行の道路法施行令の一部改正に伴い、道路の附属物である自動車駐車場等に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設、いわゆる水素ステーションに係る占用料を徴収しようとするものであります。

次に、2、条例案の内容ですが、政令改正によりまして、政令第7条第14号に掲げる施設として、道路の附属物である自動車駐車場等に設ける水素ステーションが道路占用許可物件に追加されたことから、当該占用料を徴収するため、条例別表において定めるものであります。

なお、改正前の政令第7条第14号は同条第15号に改められたことから、条例別表中政令第7条第14号の後に及び第15号を加えるものであります。

次に、条例改正の背景でございますが、国は、道路分野における脱炭素化の推進等の措

置を講ずるため、令和 7 年 4 月以降、道路法等を改正し、道路脱炭素化基本方針や道路脱炭素化推進計画制度を創設したほか、その一環として一般道の道の駅駐車場等に設ける水素ステーションの道路占用許可物件への追加や、脱炭素化施設等に関する道路占用許可基準の緩和等の規定の整備を行ったところであります。

なお、自動車に燃料としての水素を供給するための施設の定義につきましては、記載のとおりであります。

次に、3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものであります。

続きまして、条例案の概要について御説明いたします。資料の 1 ページをごらん願います。1、改正の趣旨及び 2、条例案の内容については、既に御説明しましたとおり、道路法施行令の一部改正に伴い、道路の附属物である自動車駐車場等に設ける水素ステーションに係る占用料を徴収しようとするものであります。

次に、3、施行期日ですが、先ほど御説明しましたとおり、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○軽石義則委員 道路占用料の規定に水素ステーションを追加するということですが、県内における水素ステーションの現状、また今後の見通しはどうなっていますか。

○澤田道路環境課総括課長 県内において水素ステーションはございません。また、今後も予定は聞いておりません。

○軽石義則委員 道路法施行令が改正されたので、それに対応して条例を改正することはよくわかりましたが、できればこの法の趣旨にのっとり、県内でも水素ステーションが設置できる環境整備に、引き続き取り組んでいくことが大事ではないかという思いでお聞きしました。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 20 号建築基準法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○箱石建築指導課長 議案（その２）の 100 ページをごらん願います。議案第 20 号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案を御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、資料、建築基準法施行条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

初めに、条例案の前提として、建築基準法施行令の改正の概要について御説明いたしますので、資料の 2 ページをごらん願います。１、政令改正の概要ですが、建築基準法施行令の一部を改正する政令が本年 9 月 3 日に公布され、同年 11 月 1 日に施行されております。

次に、２、建築基準法施行令の一部改正の概要です。（１）、既存建築物に係る緩和措置についてであります。建築基準法において、法令の改正により新たな規定が施行または適用される際、既存の適法な建築物が違反建築物とならないよう当該規定を適用しないこととされております。ただし、その後に修繕等の工事を行う際には当該規定が適用されることとなります。その場合、建築物の該当部分について大規模な工事が必要になるなどし、建築主の負担が大きくなります。このため、建築基準法施行令において緩和措置が講じられており、一部の規定について一定の範囲内の修繕を行う場合には改正後の規定を引き続き適用しないこととされています。

（２）、改正内容ですが、温室効果ガスの吸収効果や貯蔵効果を有する木材について、建築物での利用を促進する一環として、大規模な修繕または模様替えを行う場合において、屋根、外壁及び軒裏の防耐火性能の規定を引き続き適用しない緩和措置に関する規定が追加されたものであります。

続きまして、条例案の概要について御説明いたします。資料の 1 ページをごらん願います。初めに、１、改正の趣旨ですが、建築基準法施行令の一部改正により、所要の整備をしようとするものであります。

次に、２、条例案の内容ですが、建築基準法施行令の一部改正に伴い、本条例で引用している条項に移動が生じたため、その整備を行うものであります。

次に、３、施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 一般国道 282 号の佐比内トンネルの件で。

○柳村一委員長 まだいっていません。

○千葉伝委員 すみません。勘違い。

○軽石義則委員 確認ですけれども、一部の規定について一定の範囲内の修繕等という表現と、大規模な修繕または模様替えという表現の二つがあるのですが、これはどう解釈すればいいのでしょうか。

○箱石建築指導課長 修繕等にはいろいろな工事を対象としており、修繕、模様替え等

さまざまを含めて修繕等とまとめて表現させていただきました。今回の政令改正に関しては、大規模な修繕、大規模な模様替えについて緩和が適用されるというものです。

○**軽石義則委員** 感覚として大規模という意味はわかるのだけれども、面積なのか、金額なのか、何を指してこの大規模という判断をするのか。一部の規定で一定の範囲内と書いてあるのですが、それは何を指しているのですか。もう少し教えてください。

○**箱石建築指導課長** 範囲とは、例えば柱や床など、建築物の構成要素ごとに対象とされます。大規模とは過半を超えればということになりますので、例えば柱を全部替えるとなれば、全てなので過半を超えると、そういった意味合いになります。

あと、一部の規定についてですが、建築基準法には、防火、採光、構造安全などさまざまな規定がありますが、今回は防耐火性能に関する規定ということになります。

○**軽石義則委員** 仮定の話で申し訳ないのですが、新たに太陽光発電を既存の住宅に設置するとすれば、おそらく重量物の計算をしていくと、修繕、いわゆる建物の構造基準を変えなければ上に物を上げられないと思うのですが、その際はどうなるのですか。

○**箱石建築指導課長** 太陽光発電をそのまま設置して大丈夫であれば問題ないのですが、屋根のほとんどを改修しなければならないということになりますと、従来ではその際に、例えば外壁も既存不適格となり直さなければいけなかったところが、法令が変わり、それをしなくてよいという形で緩和が適用されるということになります。

○**軽石義則委員** これから、脱炭素も含めて、太陽光発電など、住宅を改造していかなければならないと思っている人たちも多くいると思います。太陽光発電だけを考えれば予算的には間に合うが、今回の条例改正によって出費がふえる可能性があるとするれば、やはり考え直さなければならない人たちもいると思うのです。事例はいろいろ多くあると思いますが、対象になりそうなものを具体的に県民の皆さんにも示した上で、そういう改正だとわかるようにしていただければと思いますので、よろしく願いして終わります。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可決することに決定いたしました。

この際、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 27 号一般国道 282 号（仮称）佐比内トンネル増築工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高瀬道路建設課総括課長 議案（その 2）の 146 ページをごらん願います。議案第 27 号一般国道 282 号（仮称）佐比内トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、資料、一般国道 282 号（仮称）佐比内トンネル築造工事の概要により説明させていただきます。

資料の 1 ページをごらん願います。1、工事名及び 2、工事場所は記載のとおりです。

3、工事概要は、一般国道 282 号の佐比内工区において、線形不良箇所を改良し、安全で円滑な交通の確保を目的としてトンネルを築造する工事です。

4、設計変更の主な内容ですが、当初議決後の主な設計変更である第 3 回変更、第 5 回変更及び第 6 回変更の内容について、3 ページ以降の資料により説明させていただきます。

3 ページをお開きください。第 3 回変更においては、トンネル掘削の起点である図面右側の秋田県鹿角市側から 32 メートルの赤く着色している区間の地質が当初想定した以上に土砂化が進んでいたことや、地山の左側半断面が未固結層の箇所が確認されるなど地質が脆弱であったことから、トンネルを支える支保構造を変更したものです。

4 ページをお開き願います。支保構造の変更については、削孔とボルト挿入の作業が同時に行える自穿孔タイプのロックボルトに変更したものです。

また、地山の未固結層の箇所については、トンネル上部を補強するため、鉄筋を挿入するフォアポーリングを追加したものです。

5 ページをお開き願います。第 5 回変更においては、赤く着色している 25 メートルの区間で膨潤性粘土鉱物が確認されたことや、そこからさらに八幡平市側では 11 メートルの区間で掘削断面の上部で抜け落ちが確認されるなど地質が脆弱であったことから、トンネルを支える支保構造を変更したものです。

6 ページをお開き願います。具体的には、膨潤性粘土鉱物が確認された区間については、完成後の構造安定に懸念があることから、側圧による押し出しを防止するため、インバートコンクリートを追加したものです。

また、掘削断面の上部で抜け落ちが確認された区間については、トンネル上部を補強するために鉄筋を挿入し、薬液を注入するフォアポーリングを追加したものです。

7 ページをお開きください。加えて、トンネル掘削で一部発生した自然由来の汚染土壌が含まれる要対策土については、当初直接処分施設に運搬予定でありましたが、処分施設から 1 日当たりの受入量や受入サイズの条件が示されたことから、計画的に処分施設に運搬するために一時的に仮置場を設置したものです。

8 ページをお願いします。第 6 回変更では、要対策土について当初想定した以上に単位体積重量が大きいことが確認されたことなどから、要対策土の処分に係る総重量を変更するものです。

また、無対策土である建設発生土の処分については、当初現場近くの 1.5 キロメートル先に運搬する予定でありましたが、運搬経路の途中にのり面崩壊の危険箇所が確認され、建設発生土の運搬時の安全が確保されないことが判明したことから、当初の運搬先より遠くの複数の運搬先に見直すものです。

1 ページにお戻りください。5、契約金額ですが、令和 6 年 3 月 1 日の当初契約金額 17 億 3,580 万円に対し、今回の変更により 4 億 1,612 万 4,500 円、24%の増額となり、変更後の契約金額は 21 億 5,192 万 4,500 円となるものです。

2 ページをお願いします。6、請負者は、ピーエス・コンストラクション株式会社・株式会社近江建設特定共同企業体です。

7、工期は変更ございません。

なお、位置図、施工箇所図、標準横断図を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 午前中は勇み足でしたが、事前通告とっていただければありがたいです。

この佐比内トンネルは私の選挙区にありますけれども、大分昔から、積雪あるいは河川の関係でトンネル化が求められており、いつやってもらえるのかと思っていたのですが、ようやく着工していただくことになり、今さまざま進めていただいている中で 6 回の変更契約があったということで、おかげさまという部分については御礼申し上げます。

第 6 回の変更契約までで、当然金額も少しずつ高くなったのですが、第 6 回では 24% 余りが増加したということで、先ほど若干その要因はお聞きしましたが、改めてその増額した主な要因について説明願います。

○高瀬道路建設課総括課長 ただいま千葉伝委員からお話がありましたが、まず第 6 回変更で 24%が増額になったものではなく、これまでの 6 回の変更契約の累積によって 24%増額したものです。今回は 2 億 1,500 万円の増額となっており、前回までですと 12%程度の増額です。

今回の増額の主なものは、残土処分に係る費用の変更で、その内訳は建設発生土の運搬先の変更で 3,250 万円の増額、それからヒ素が含まれていると思われる要対策土の処分量の単位体積重量がふえ、全体量がふえてしまったことにより処分費がふえたということで、こちらで 1 億 8,000 万円余りの増額となったところです。

○千葉伝委員 私、勘違いしていました。これまでの変更契約の累計がトータルで 24%の増ということであります。また、今回は特に残土がふえたことによる搬送先変更とお聞

きしました。普通は、当初から掘る量は決まっているのではないかと思います、特に工法が変わったとか何かで全体量がふえたのか、もう一つは、最初から搬送先も決めていると思うのですが、変更があった理由を教えてください。

○高瀬道路建設課総括課長 搬送先についてですが、要対策土は秋田県大館市の施設に運ぶことで変わっておりませんが、いわゆる無対策土——無害な土について、当初は現場から 1.5 キロメートルほどの近い空き地に処分することとしておりましたが、当初の調査段階では、その時期にもよるのですけれども、当時斜面上部にまだ草木が繁茂しており明らかにわからない部分があったのですが、着手する段階で受注者とより詳細に調査したところ、作業道は 1 車線の砂利道なのですが、斜面上部から落ちてくる岩が見え、実際に小さい石が落下していたことから、大量に土砂を運ぶためにダンプが何往復もするには、少し心もとないということがありました。また、それを防止するためには、その作業道にのり面補強等を行うこととなりますが、これは工事の目的物ではありませんので、そこにお金をかけるのではなく、民間工事と公共工事を問わず情報交換できる土砂のマッチングシステムにより、八幡平市内に別の土地が見つかったことから、そちらの処分先に運んだということで、我々としては有効な活用ができたと思っております。

それから、要対策土の土の量や体積は変わっておりません。トンネルの大きさと長さは決まっており変わらないのですが、この処分量は体積ではなく、重量当たりで処分費が決まっております。秋田県大館市の施設からは 1 トン当たりの単価が示されており、当初は 1 立米当たり 1.8 トンを想定しておりましたが、実際に掘ってみたところ、重金属類であったということで、重金属自体は 1 立米当たり 4 トン、5 トンという重さがあり、それらの含有率が高かったことから 2.4 トンとなり、1.4 倍程度に重量がふえてしまったということで、仕方がない変更であったと考えております。

○千葉伝委員 さまざまな変更はあったにしても、完工までの期間は変わらないとお聞きしましたし、また、その残土を秋田県に運ぶ計画が、県内の近いところにも場所があったため、そこに運ぶことになったということですね。岩手県から出たものを秋田県に処分してもらうよりは、やはりできれば県内で処分してもらうほうがいいと思うのですが、県内で出た残土は県内の業者に依頼するとか、そういう考えはないのですか。

○高瀬道路建設課総括課長 金額の大半を占めております要対策土の処分ですが、県内には一関市と大船渡市の 2 カ所に処分できる施設があります。それぞれから意向聴取と見積りを取ったところ、一関市の施設は受け入れできず、大船渡市の施設は受け入れ可能ではあったのですが、運搬距離等を考えただけでも十分おわかりいただけると思いますけれども、1 トン当たりの費用が高くなってしまいました。幸い、当地は岩手県の中でも秋田県に近いということで、約 40 キロメートルですけれども、秋田県大館市に運んだほうがトータルの経費が安くなることから、そのようにさせていただいたところです。なお、運搬業務につきましては、地元の業者を活用させていただいたところです。

工期につきましては、令和 8 年 3 月 25 日までで変更ございません。

○千葉伝委員 県内業者の活用についてはいかがですか。

○高瀬道路建設課総括課長 基本的には県内業者を活用することとしているところで、管理型の運搬についてはどうしても専門の運搬が必要になりますが、それ以外の無対策土の運搬等につきましては、できる限り県内の企業を活用しております。

○千葉伝委員 完工に向けて、引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 28 号綱取ダム堰堤改良（水車発電機ほか更新）工事の請負契約締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊地流域治水課長 議案（その 2）の 147 ページをごらん願います。議案第 28 号綱取ダム堰堤改良（水車発電機ほか更新）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを説明いたします。なお、説明に当たりましては、資料、綱取ダム堰堤改良（水車発電機ほか更新）工事の概要により説明させていただきます。

資料の 1 ページをごらん願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

契約金額は 8 億 2,830 万円で、請負率は 98.84%。

請負者は株式会社明電舎であります。

工事概要ですが、昭和 57 年 11 月に運転を開始して以降 43 年間が経過し、設備の老朽化が進んだ綱取ダム発電所の水車発電機等の機器更新を行うものであります。

工期は令和 11 年 5 月 31 日までで、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の債務負担行為で行うものでございます。

2 ページに入札結果説明書、3 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から第２期岩手県自転車活用推進計画（素案）についてほか１件について発言を求められておりますので、これを許します。

○澤田道路環境課総括課長 お手元にお配りしている資料が２つあり、資料１は第２期岩手県自転車活用推進計画（素案）、資料２は商工建設委員会説明用です。本日は資料２で説明させていただきますので、資料２をお開き願います。

資料の２ページをごらんください。第２期計画の素案の概要でございます。まず、計画策定の趣旨であります。自転車活用推進法に基づき、環境負荷の低減等を目的として、令和３年３月に第１期計画を策定しておりましたが、今年度末で計画期間が満了となることから、第２期計画を策定するものです。

計画の期間は、令和８年度から令和１２年度までの５年間としています。

計画の策定に当たっては、庁内調整を図りながら素案を作成し、有識者による岩手県自転車活用推進計画アドバイザリー会議やパブリックコメントの実施により、さまざまな意見を反映しながら策定することとしています。

次に、３ページをごらんください。現計画の概要ですが、Ⅰの利用環境、Ⅱ、健康づくり、Ⅲ、観光振興、Ⅳ、安全安心の四つの取組分野に目標を掲げ、八つの指標を設定しています。

第１期計画の進捗状況につきましては、４ページ左側をごらんください。八つの施策のうち、現時点では赤枠の６、７、８の三つの指標の目標達成が見込まれております。

次期計画で指標の見直しをする施策は、４ページ右側の５と６の２項目であり、令和４年からサイクルラックなどが整備されいわてサイクルステーションの登録制度が始められたことにより、令和６年に県内３３市町村を通過する４ルートの広域サイクリングルートを設定したことなどから、県内全域での自転車活用を図るため、一部指標の見直しを行うものです。

次に、５ページをごらんください。第２章、現状と課題についてですが、利用環境、健康づくりなどの四つの取組分野に分けて記載しています。

次に、６ページをごらんください。第３章、取組分野、施策等についてですが、さきの四つの取組分野についてそれぞれ目標を掲げ、施策と具体的な方策、指標を設定していま

す。

初めに、Ⅰ、利用環境ですが、目標を自転車の利用拡大のための環境創出としており、施策1は自転車通行空間等の整備や維持管理の推進、指標は県管理道路における自転車通行空間の整備延長とし、これまでの施工実績などから目標値を150キロメートルとしています。

施策2はまちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進、指標は市町村自転車活用推進計画策定数とし、自転車交通量が多い市等の策定を想定し、目標値を6市町村としています。

次に、7ページをごらんください。Ⅱ、健康づくりの目標は、自転車利用の促進による健康増進としており、施策3はサイクルスポーツ振興の推進、指標は自転車関連の大会等への参加者数とし、近年の大会参加者の実績を踏まえ、目標値を2,000人としています。

施策4は自転車を活用した健康づくりの推進、指標は自転車を利用する運動を実施した県民の割合とし、過年度の最高水準を目指し、目標値を12%としています。

次に、8ページをごらんください。Ⅲ、観光振興の目標は、サイクルツーリズム等の推進による観光振興としており、施策5は地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進、指標は広域サイクリングルートにおける矢羽根等の路面標示や案内看板が設置された市町村数とし、ルートの優先整備区間の市町村を想定し、目標値を24市町村としています。

施策6は地域特性を生かしたサイクリング環境の提供、指標はいわてサイクルステーションの登録数とし、これまでの登録実績を踏まえ、目標値を200施設としています。

次に、9ページをごらんください。Ⅳ、安全安心の目標は、自転車を安全に安心して利用できる社会の実現としており、施策7は自転車の安全利用の促進、指標は自転車に関係する交通事故件数とし、最新の岩手県交通安全計画の目標値である125件以下としております。

施策8は学校における交通安全活動の推進、指標は道路管理者が自転車通学ルートの安全点検を実施した高校の割合とし、全高校を対象とした2巡目の安全点検を行うことで、目標値を100%としています。

次に、10ページをごらんください。第4章、計画の推進方策です。本計画の推進に当たっては、関係機関と連携するとともに、毎年度、計画のフォローアップとして実施状況等を取りまとめ、県のホームページで公表する予定としております。

今後のスケジュールについてですが、パブリックコメントや県議会への説明などを経て、本年度末に計画を策定、公表する予定としております。説明は以上です。

○佐々木下水環境課総括課長 岩手県流域下水道事業経営戦略（2025～2034）の策定についてであります。お手元にお配りしている資料が二つあり、資料1は岩手県流域下水道事業経営戦略（2025～2034）、資料2は商工建設委員会説明用であり、本日は資料2で説明させていただきます。

それでは、資料2をお開き願います。資料2の2ページをごらん願います。経営戦略策

定の趣旨ですが、現状として、本県の流域下水道は、都南、花北、胆江、一関の4処理区で、流域関連10市町が整備する公共下水道などからの汚水を終末処理する役割を担っております。

策定の背景ですが、本県の流域下水道事業は2016年度に策定した特別会計による経営戦略に基づき進めておりましたが、2020年度に地方公営企業法の一部適用により企業会計へ移行したこと、また国の新経済・財政再生計画改革工程表2021により経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされており、新たな経営戦略を策定する必要が生じておりました。対象処理区は4処理区で、計画期間は2025年度から2034年度までの10年間であります。

次に、3ページをごらん願います。汚水処理人口と汚水量の見通しですが、今後10年間の汚水量は流域関連10市町から提供のあった予測データに基づき算定しており、汚水処理人口及び汚水量とも若干の減少となる見通しとなっております。この10年間では、市町の農業集落排水の流域への接続や新たな管渠整備など、汚水量の増加要因も見込んでおります。

次に、4ページをごらん願います。経営の基本方針ですが、基本方針を三つ定め、基本方針1として安定的な汚水処理の実施、基本方針2として健全な経営基盤の確保、基本方針3として下水道資源及び民間活力の活用を掲げており、さらに基本方針の具体的な施策として、それぞれ三つの取り組みを記載しております。

次に、5ページをごらん願います。投資財政計画の主な設定条件ですが、2025年度から2027年度の3か年は流域関連市町と協議済みとなっている負担金額と同額としており、2028年度から2034年度の算定は汚水量と物価変動を踏まえた計画値としております。なお、物価変動は、内閣府の消費者物価上昇率の年率0.9%を採用しております。

以降、収益的収支及び資本的収支のそれぞれ収入支出に関する計上の方法などについて記載しております。

次に、6ページをごらん願います。投資財政計画のうち収益的収支ですが、収益的収入は、流域関連10市町からの維持管理負担金は増額となりますが、耐用年数を超過する施設などが多くなるため長期前受金戻入の減少幅が大きく、収入全体としては減少の見通しとなっております。

また、収益的支出は、動力費や委託料など維持管理費用が物価上昇や労務単価上昇の影響により増加となりますが、減価償却費の減少幅が大きく、全体として減少の見通しとなっております。

次に、7ページをごらん願います。投資財政計画のうち資本的収支ですが、資本的収入は、国庫補助金、建設負担金及び企業債であり、計画に基づいた改築更新費用に対する収入のため、年度間で増減が生じる見通しとなっております。

また、資本的支出は、計画に基づいた改築更新費用の計上と、今後予定されている大規模工事2件の計上により、年度間で増減が生じる見通しとなっております。

次に、8ページをごらん願います。経営指標と目標値ですが、今後10年間の定量的な経営指標と具体的な目標値を掲げることで、引き続き健全な経営を確保していくこととしており、経常収支比率を100%以上、流動比率を120%とする目標と定めております。

次に、9ページをごらん願います。経営戦略を策定するスケジュールですが、昨年度から経営戦略案の作成作業に取り組んでおり、今年7月から流域関連10市町との意見交換を実施しており、10月までに3回実施し、取りまとめを行ってきたところです。本日の商工建設委員会での説明の後、令和8年1月に総務省報告及び県ホームページに掲載する予定としております。

以上で、岩手県流域下水道事業経営戦略（2025～2034）の策定についての説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○村上秀紀委員 今の報告に関してではないのですが、事前に質疑要旨を提出していた1件について伺いたいと思います。

インランドデポについて、先日の一般質問でも菅野ひろのり議員が質問されておりました。また、これまで飯澤匡議員もそれぞれの部局に対して質疑を重ねてきたところですが、11月28日に北上市内で行われた、仮称ですが、岩手県インランドデポ研究会には、飯澤匡議員の呼びかけもあり、物流業者が中心となって、金融機関、港湾が位置する自治体、また関係する行政当局として、県からは港湾空港課総括課長も御出席いただいております。我々県議会議員では4人、また花巻市議会議員1人が出席しております。

このたび、港湾空港課総括課長が出席いただいていたから、そのときの様子、あるいは研究会の内容について所感を伺いたいと思います。

○伊藤港湾空港課総括課長 岩手県インランドデポ研究会についてですが、物流事業者が主体となり先月開催された勉強会では、インランドデポの概要や全国の立地状況等の説明のほか、県央地区や県南地区への新たなインランドデポ立地の可能性等について意見交換が行われ、今後研究会を立ち上げ、議論をしていく方針とされたところです。

インランドデポの立地については、輸入に用いた後の空コンテナを港に戻さず、輸出に転用することなどが可能となる、いわゆるコンテナラウンドユースにより物流の効率化が図られ、コンテナ物流が活性化し、県内港湾のコンテナ取扱貨物量の増加も期待されるものと認識しています。

一方で、その安定運営のためには相当量の貨物が必要であることから、港湾管理者としては港湾所在市や関係部局等と連携し、引き続きポートセールスに取り組んでまいります。

○村上秀紀委員 相当量の取引が必要だと、先日の菅野ひろのり議員への答弁にもありましたけれども、確かに研究会がやっと立ち上がったばかりですから、今後その研究会が実りあるものに進むよう、現段階の意見を求めながら研究会にフィードバックしていきたいと考えております。

そうした趣旨で伺っていきたいのですが、まずどうやったら事業化できるか、できるための方法を探していきたいと考えている中で、研究会に参加してみて、事業化に向けてポイントとなる点が大きく四つあるのではないかと考えました。まずは、県としてどういった経済効果などが見込めるか。あとは、研究会から提案されていましたが、場所の確保ができるのか。また、誰が運営母体になるか。そして、そういったものがある程度定まった後に、県にお願いしたい支援や担っていただきたい役割がどうなっていくかということがポイントと考えています。

まず、さきにお話ししました取り組みによる経済効果ですが、先ほどお話にもあったとおり、コンテナ間の融通が図られることによる利便性の向上もありますが、ほかにも、税収の増や、あるいは輸出額の増加、港湾取引へのよい影響など、さまざま考えられると思うのです。まだ数字としてはあらわせないとは思いますが、どういった経済効果が想定されているか、改めて伺いたいと思います。

○伊藤港湾空港課総括課長 インランドデポの効果についてですが、今村上秀紀委員から御紹介がありましたように、これから研究会を立ち上げる段階ですので、現時点で具体的な数値を想定することは困難でありますけれども、一般的には空コンテナの長距離輸送が解消されることで輸送効率の向上、物流コストの削減、そして環境負荷の低減などが期待されております。

県としては、まずはこの研究会に参加し、こうした効果や実現可能性等について関係者とともに研究を進めてまいりたいと考えております。

○村上秀紀委員 一般的には、先ほどお話しした税収の増も考えられるでしょうし、環境が整うことで県内のさまざまな特産品などの輸出額の増加も見込める、あとは港湾からの取引もふえるだろうと考えられるのですが、そんな中で、先ほどお話しした場所の確保について、研究会では今花巻空港の旧ターミナル側を検討しているということでしたが、まずこの可能性については、今現在どのように考えているのでしょうか。もし研究会として第一候補に挙げられた場合、きっと用途制限とか、調整に必要な相手先のこととか、どういう動線や配置とか、いろいろな解決すべき点が考えられると思うのですけれども、まずは今考えられる課題について伺います。

○伊藤港湾空港課総括課長 場所の確保についてですが、先月の勉強会では花巻空港の旧ターミナルエリアが一つの想定として、参加者から示されたところです。管理者といたしましては、まずどのぐらいの面積、規模が想定されるのかによって、今の敷地内で対応が可能か、さまざまな調整が必要なものなのかといったところは、現時点ではまだ見通せておりませんので、必要な施設内容や規模等が見えてきた段階で、具体的に研究会の中でお示ししていきたいと考えております。

○村上秀紀委員 先日の研究会では、まずは一つの大きな理想があつて、滑走路をもっと延長したいとか、あとは貨物用のエアの運航とかいろいろなお話がありました。でも、研究会の最後には、できることから小さく始めて育てていくという話にもなっていました

から、面積とか、規模とか、まずスタート段階でどのようなものを現実的に考えていくかというのはお伝えしていきたいと思います。

もう一つ、運営母体についてですが、これはこれから研究会が考えていくのだと思うのですが、先日の研究会では、やはりこれから先を考えるに当たり、メインプレーヤーが決まることで安心感があるという話がありました。運営主体に求める条件としては、例えば第三セクターがいいのかとか、情報公開の状況はどうなるのかとか、県内雇用につながるのかとか、あるいは県内調達にどの程度の要件があるのかとか、さまざまあると思うのですが、県から何か御意見があれば伺いたいと思います。

○伊藤港湾空港課総括課長 港湾空港管理者の立場で、物流業界の詳細の状況について十分承知しているわけではありませんけれども、全国のインランドデポのうまくいっている事例を見ますと、基本的には民間事業者、物流事業者が運営主体となっているケースが多く、ただ一部には地元の市が第三セクターを立ち上げて運営しているケースもあるようです。なかなか港湾管理者や空港管理者が直接関与して運営しているケースは見当たらないところではありますけれども、今後研究会の中で、ほかの事例の調査等により全国的な状況も把握しながら、一緒に研究してまいりたいと考えております。

○村上秀紀委員 他県の先進事例なども踏まえながら、岩手県でどういうものが最適かを考えながら、研究会では進めていただきたいと思っています。

事務局も物流業者が中心になっておりますが、中には税関経験者という非常に専門的な方も入っていらっしゃると思いますので、ぜひ前向きな形で進んでいただければと思うのですが、運営母体も含めてこれから研究会として取り組んでいかなければならないこととしては、先ほどお話ししたような経済への効果、あとは県として支援する見込みが立つような、説得力のある提案が必要だとお話を聞いていて感じました。

今後、事業化へ進んでいくために、県がぜひ連携したいと考えていただくためには、さまざまな提出資料なども必要になってくると思います。例えば、先ほど取引は相当量が必要と考えていらっしゃいましたから、そういう需要の見込みも必要ですし、事業母体が決まってからのスキーム、それから概算の事業費や収支の見込みとか、さまざまあると思うのです。こういったものを研究会で一緒に考えていく中で、今時点で、事前に研究会としてどういうものに取り組んでいかなければならないと考えているか伺います。

○伊藤港湾空港課総括課長 施設規模の詳細等の検討の前に、やはり実現可能性というのを見極める必要があると思っています。インランドデポにおいてコンテナラウンドユースを安定して行うためには、輸出のための空コンテナが必要な企業と、輸入で使った空コンテナを返却したい企業とのマッチング、荷主企業同士のマッチングというものがが必要です。これを安定的に運営するためには、輸出、輸入ともに相当の貨物量の確保が課題と認識しております。

港湾管理者としても荷主企業と接する機会がありますので、そういった場を通じて、現在岩手県内で輸出、輸入を行っている企業において、空コンテナの輸送の面で課題をお持ち

ちの荷主があるのかといったところを情報収集し、研究会の中でも協議をしていきたいと考えております。

○村上秀紀委員 この間の研究会の中では、今後話を進めるに当たっては、例えば材料を輸入している半導体の事業所、海運会社、保税や通関の協議会、あるいは貨物便を扱う事業者等にも声をかけながら、研究会の幅を広げて、さらに厚くしていきたいというお話もありました。今伺った話も含めて、研究会独自にもそうしたつながりを広げていきながら、ぜひ事業化できるように、私もこうして参加をしておりますし、また港湾空港課総括課長にも引き続き御参加いただきながら前に進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げ、終わります。

○軽石義則委員 それでは、第２期岩手県自転車活用推進計画（素案）について、確認も含めてお聞きいたします。

取組分野の安全安心のところで、いろいろと事故が発生していると載っていますが、これから利用を促進するには、加害事故も含め、その対策が大事な視点だと思います。ヘルメットの着用率もかなり上がってきているようには見えますが、まだまだ定着していないようにも見受けられます。また、自転車保険の加入率もおそらく現実的に数字が把握できていないのではないかと思いますのですが、それらの部分はどうか把握されているのでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 取組分野の安全安心の部分でございます。ヘルメットの着用率につきましては、自治体ごとに調べているものがありまして、今、総数のデータは持ち合わせていませんが、岩手県内の着用率はまだ低い状況と認識しているところです。

自転車保険につきましても、まず加入が努力義務化されたことから、それは進めているところですが、きちんと状況等を把握しながら、今後の目標について考えてまいります。

○軽石義則委員 この計画についてはこれから県民からも御意見をいただく機会を設けるということですが、安心の意識、確保を含め、そういうところが目に見えるように示した上で、反映していただいたほうがわかりやすく、定着しやすく、加えて対策も取りやすいですので、最終的にまとめるまでには、ぜひそのことも含めて検討いただければと思います。今、歩道と自転車走行空間の整備が不足していて、本来は自転車を押して通行すべき歩道を自転車で走行している例がかなり多く見受けられますが、そのことについてはどのように把握されていますか。

○澤田道路環境課総括課長 自転車の走行空間の整備につきましては、なかなか進んでいないのが現状です。歩道で一部自転車通行可という表示があるところは、自転車は徐行して通ることができることになっておりますが、やはりマナー的な話になりますと、徐行というスピードではなく、かなりのスピードが出ているなど、そういった危ない通行が見られます。高校生から自転車利用がとてもふえることから、例えば高校生になる前の段階で、教育段階でルールをしっかり教えるということも、今も取り組んでいますけれども、今後も続けていきたいと考えております。

○軽石義則委員 その安全確保については県土整備部だけの所管ではないので、警察本

部、教育委員会も含めてしっかり連携し、計画に反映していただくことが大事だと思いますので、その点につきましてもよろしくお願いします。

次に、事前に質疑要旨を提出していた内容について聞きたいと思います。今、県内でも線状降水帯や台風、これからは雪害も想定されますし、地震、それから岩手山もいつ噴火するかという情報が毎日のように出ております。災害はいつあるかわからないわけですし、その際にこれまで災害を経験し、取り組んできた経過というのは貴重な経験として大事だと思うのですが、災害時に県土整備部所管施設の被災状況を把握する際、どのような手順で進められているのかお聞きいたします。

○君成田砂防災害課総括課長 災害時の被災状況把握における現状と課題についてですが、所管する道路や河川などの公共土木施設については、職員による現地調査のほか、災害時における応急対策業務に関する協定に基づきまして、一般社団法人岩手県建設業協会が被災情報の収集、連絡を行うなど、迅速な被害状況の把握に努めています。

軽石義則委員御指摘のとおり、近年、自然災害は激甚化、頻発化する傾向にあり、被災範囲が広範囲の場合には、限られたマンパワーの中で迅速な被災状況の把握が困難であること、また、被災した現地で活動する職員の安全確保も課題の一つと考えております。

○軽石義則委員 まさに限られた人員の中でやらなければならない現状ということは私も感じています。県建設業協会との連携も取っているというお話でしたが、それは当然、後の復旧作業に結びつくことですので、現状把握は大事だと思うのですが、災害復旧事業の調査にまず時間がかかり、その次は設計、発注、そして工事と流れていくと思いますが、現行のやり方で本当に間に合うのだろうかという不安もあるのです。その点はどうでしょうか。

○君成田砂防災害課総括課長 災害復旧事業の現状と課題についてでございます。災害時には、先ほど御説明しましたとおり、職員による現地調査のほか、一般社団法人岩手県測量設計業協会や県建設業協会との災害協定により、迅速な被害状況の把握や、軽石義則委員御指摘の復旧計画の作成等に努めていますとともに、必要に応じ、応急復旧工事等を実施するなど早期復旧に努めているところです。

災害復旧事業は、被害を受けてから原則２カ月以内に災害査定をする必要があるなど迅速な対応が求められますが、被災規模等に応じた必要な人員の確保が難しく、災害復旧におけるノウハウの伝承、特に市町村においては人員、とりわけ技術者がすごく少なくなっていると認識しております。

○軽石義則委員 まさに認識されている課題がかなり重要な課題であり、今後さらに重要になってくると思われます。それを補うために何らかの対策、対応をしていかなければならないと思うのですが、今の段階で具体的な対策や対応等で、やっていることがあれば、まず教えていただきたいと思います。

○君成田砂防災害課総括課長 今取り組んでいるものにつきましては、担い手が足りない、マンパワー不足、あとは生産性の向上がなかなか厳しいという課題を踏まえ、DX等

を活用した取り組みとして、ことしの災害対応でもドローン等を活用したもの、あとはペーパーレス化として、書類を紙で作らず電子データ等による災害査定の取り組み等もしているところです。

○軽石義則委員 行政サイドでもこれからしっかり対応しなければならないところも多くあると思います。災害時に市町村へ技術者の派遣をしていただいているということは、これまでも確認させていただいていますが、そうするとますます業務がふくそう化してしまい、さらに選ばれる仕事にならないのではないかという心配もされますが、人材確保の面ではどのような対応をしているのですか。

加えて、この状況は対応する事業者も同様だと思うのです。事業者の皆さんの協力がなければ、今はまだ災害調査から復旧に至るまでの流れができていないとすれば、事業者の皆さんがどういう現状にあるかもしっかり把握していく必要があると思うのですが、それらについてはどのようにお考えでしょうか。

○君成田砂防災害課総括課長 災害対応事業者における現状と課題についてです。通常事業を抱える中で災害対応を優先的に取り組んでいただいております、建設コンサルタントあるいは建設業者といった対応事業者の協力が不可欠と認識しております。対応事業者が災害時に対応できる体制の確保を維持するためには、繰り返しになりますが、担い手の確保や育成環境の整備、あとは生産性の向上、これらの課題があるとお聞きしております。

○軽石義則委員 やはり事業者も仕事を進める上で、後継者の育成が当然必要ですし、その事業がなければ、災害の後、この広い県土をどう維持継続していくかということも大事な役割だと思っていますが、建設関連業団体や建設業団体といった、これまでも御協力いただいている関係団体からは毎年のように要望が来ています。我々もそれぞれの業界団体と懇談会を開催させていただき把握しておりますが、お話を聞くたびに、毎年、県の仕事をしっかりやりたい、ただ、今の仕事の内容でもっと精査していただきたいことも多くある、もっと言えば入札制度そのものもしっかり見直していただかなければできないこともあると言われております。先ほどの商工労働観光部の審査の際にも、契約審議会のお話をさせていただきました。今は商工労働観光部が契約審議会を所管しておりますが、やはり県の仕事をきちんとしていただくためには、発注担当部局、入札担当部局が連携し、労働条件として各企業が維持、継続できるような環境整備、これらを一体化していかなければ、私はあんまり、意味がないというよりも、契約内容の審査にふさわしいものになっていかないのではないかとこの考えがあって、それぞれの担当部局と一緒に契約審議会を進めてもらうようお願いしたところなのです。商工労働観光部長からは、今後関係部局と調整、相談したいというお話でした。県土整備部では入札制度についてはなかなか対応できないわけですが、そういう要望をいただいている、関係部局が一緒に取り組むことにより、業界団体が広い県土を守っていく、大事な役割を担う、いわゆる県の発注する仕事につながっていくと思うのですが、その部分についてはどうお考えでしょうか。

○久保田建設技術振興課総括課長 軽石義則委員から、入札制度の関係で業界団体から

さまざまな意見が出ているというお話がありました。ことしも7月に13地区の県建設業協会の支部と、また、9月には県建設業協会の本部と一般社団法人岩手県電業協会、あとは管設備業界のトップの方たちと意見交換をしております。県土整備部のほか、入札担当部局である出納局も一緒に支部と意見交換をしており、また、建設関連業団体とも入札制度について意見交換をしております。

それぞれの団体からは、入札は総合評価落札方式で行っていますが、ある一定のところが落札し続けると、そこが次の入札でも強い傾向があるのではないかという御意見のほか、さまざまな御意見をいただいております、その都度、必要な改正を行っております。

例えば、今年度4月には、土木系と土木系以外に大きく分けた総合評価のシステムにしておりますが、これは、総合土木の方は電気設備も管設備も持っておりますので、いろいろな災害等で実績を取りやすいため、そういう加点を分けていただきたいという御意見があったものです。また、工事が非常に少なくなっている中で、実績がない企業はますます落札できなくなるということで、工事の点数は、今まで5年が最大でしたが、10年に延ばすというのを4月から行っております。このようなさまざまな御意見について、県建設業協会や建設関連業団体からの御意見を踏まえ、入札担当部局と一緒に、必要な改正を行っているところです。

また、今年度の意見交換会についても、地元企業が受注しやすい環境整備ということを再三言われておりますので、これについても現在検討をしております。必要な手続きはその都度関係団体、また入札担当部局と一緒にになって取り組んでいきたいと考えております。

○軽石義則委員 大分熱い答弁をありがとうございました。その答弁が現場にきっちり届くようにしていただくことが大事だと思いますし、それが届かないとますます、事業継続そのものに不安を感じてしまうと私は受け止めておりますので、引き続きお願いしたいと思います。契約審議会の取り組みについても、ぜひ関係部局としっかり連携して、県土整備部としての県の契約のあり方が議論できる環境をつくっていただければ、私はもっとよくなっていくのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

マンパワー不足の解消の関係でDXの話もございました。災害時は、現地に行くには特に危険を伴いますし、職員の皆さんの安全確保も重要だと思います。人間でなければできない仕事もありますが、今あるシステム、例えば人工衛星を活用すれば災害状況の把握、被害箇所の特定制などは、十分できる環境が整ってきていると聞いております。ぜひそういうものも取り入れてマンパワー不足分を解消していく、違う仕事に業務を振り分けていく、人の仕事を機械に置き換える、そういうものにしていくべきだと思うのですが、人工衛星を使った災害調査などを今後導入することについてはいかがでしょうか。

○君成田砂防災害課総括課長 災害復旧事業での取り組みで、そういったものは今のところ予定はしていないのですが、国の砂防部局におきましては、今軽石義則委員から御説明いただいたような、人工衛星のSAR画像を地面に反射させ、広域的な土砂災害が起き

た場合に、元の衛星画像と被災後でどうなっているのかを比べ、当たりをつけてからヘリコプター調査をするという方法を取り入れている例もあります。

あとは、人工衛星ではございませんけれども、大船渡市林野火災において、現地では消防活動があって現場に入れないということで、空中写真によりどのぐらい燃えたのかという当たりをつけるという事例も出てきております。具体的に今どこで活用するかということまではいっておりませんが、そういった最新技術の活用が見られますことから、我々もその辺の情報を注視しながら、活用について研究していきたいと思います。

○軽石義則委員 もっと言えば、復興防災部がやはり早期に災害状況を把握して、避難指示をしなければならないと思うのです。復興防災部と県土整備部が連動して動けば、さらに効果的な対策が取れると思いますので、それらについても、これから検討するでいつまでも時間がたっているうちにまた災害は来ますので、できるものは皆さんにすぐ示すようにしていただければ、それぞれの業界団体の効率的な業務運営にもつながってくると思います。その点について、また、先ほどの入札制度等の件は関係部局との関連もありますので、県土整備部長、どうでしょうか。最後をお願いします。

○上澤県土整備部長 先ほど来、軽石義則委員から御提案をいただいておりますが、まず一くくりで災害対応といったときに、マクロで捉えなければならない部分については、初動対応ということにもなるかと思えますけれども、当然復興防災部とも連携しながら、大体どの箇所か、さらに、例えば孤立地域が発生していないかとか、そういった全体を捉えるということ、そして、我々はそういった被害を踏まえ、今後現地での復旧作業のあり方をどうするのか、さらに局所的な部分を見ていくということがあり、やはり段階や内容は違ってきます。ただ、先ほどから砂防災害課総括課長が答えているとおり、災害復旧で導入しているD Xの関係では、従来、災害復旧に向けた現地での測量等の調査は、レベルとかトランシットを見る人、ポールを立てる人、巻尺で測る人、そういった数人でやっていたものが、ドローン等の活用によって、それが一人、二人でできるとか、そういった技術も出てきております。我々県土整備部としては、災害に対し、他部局と共同といいますか、あり方として連携していかなければならない部分は当然ありますし、個々の災害復旧事業においては、今ある技術もさらに活用しながら、県建設業協会や建設関連団体と連携してしっかり取り組んでいきたいと思っています。

あと、先ほどの業界からの意見をどのような形で取り入れているかというところは、建設技術振興課総括課長も答えておりますとおり、県建設業協会や関係団体と意見交換しており、これまでもいただいた意見の中で改善できる部分を分析しながら、少しずつですが、やれるところはやってきておりますので、引き続き軽石義則委員からの意見等も踏まえながら取り組んでいきたいと思っております。

○田中辰也委員 私は先ほど御説明いただきました第2期岩手県自転車活用推進計画（素案）についてお伺いします。

資料2の6ページ、利用環境の施策2の④に、市町村のシェアサイクル導入に対する取

組への支援とありますが、これは市町村単独の運営を想定しているのか、まず伺いいたします。

○澤田道路環境課総括課長 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進という施策の中で、市町村のシェアサイクル導入に対する取組への支援を掲げております。これは市町村それぞれで取り組んでいるところであることから、市町村の単位でのものと考えております。

○田中辰也委員 取組分野のⅢに観光振興がありますよね。観光客は自転車を使って、市内だけを回るわけではないのです。隣の市町村に行って、どこかに寄って、遠くまで行ったから、公共交通機関を使って帰ってきたくても、市や町単独で実施しているのではまた戻ってこなければならないですよね。ですから、観光にも自転車をしっかりと使っていこうという方針を出すのであれば、市町村単独でシェアサイクルやレンタサイクルを実施するのではなく、市町村ともしっかりと連携して県が広域的な運営に取り組むという方策を計画に入れるべきではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 シェアサイクルにつきましては、ほかにも通勤通学等で都市的な利用を想定しておりまして、盛岡市にはありますけれども、ほかの市町村はないという状況であります。

観光につきましては、レンタサイクル的な扱いになると思いますが、記載はないのですけれども、その辺りも重要なことと考えておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思ひますし、記載についても検討していきたいと考えております。

○田中辰也委員 記載について検討するということですので、レンタサイクルとして取り組むのであれば、もう少し広域的な方策を県の計画に明記するべきだと思いますし、その際には、やはり相互利用ができるようにしないと、観光客にとって非常に使いづらいのです。自前でヘルメットを持ってくる人はいないので、レンタルのヘルメットとか、先ほど軽石義則委員が言ったように、1日だけの自転車保険に加入するとか、そういう制度も一体的に整備しないと観光振興につながらないと思ひます。レンタサイクルの場合では、県全体がどう連携して広域的に運用するかを計画に明記していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○澤田道路環境課総括課長 県で設定している広域サイクリングルートは、全 33 市町村を通る延長 1,340 キロメートルでありますので、広域的な利用を推進するために、そういったレンタサイクルの取り組みについても考えていきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願ひます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目につきましては、中小・小規模企業者に対する支援の取り組みについてといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の1月の県外調査につきましては、1月20日から22日まで、2泊3日の日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。